

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東松山市長 森田 光一

市町村名 (市町村コード)	東松山市 (11212)	
地域名 (地域内農業集落名)	東平南 (東平一、東平二、東平三、東平四、東平五、加美一、加美二、加美三、野田二、野田三)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月11日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・当区域は、市内を代表する梨の産地で、10軒以上が梨を栽培している。また、近年はいちご栽培の新規就農者もいる。
- ・70歳以上の農業者の耕作する農地面積が約51%となっている。
- ・自己所有地で営農している耕作者が多いが、近年、新規就農した耕作者は、賃貸借により耕作している人が増えている。
- ・果樹栽培は移転が容易でないため、賃貸借による耕作者は、賃貸借期間の満了や地権者からの返還請求を受けることに対し、不安を抱えている。
- ・住宅地が近くにあり、農作業により生活に影響を与えないよう配慮が必要
- ・梨においては、通常の栽培管理に加え、少雨や高温などへの対応や花粉確保に係る作業が必要になっている。
- ・後継者がいない耕作者は、農地を守っていけるか不安を抱えている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・梨、イチゴの栽培に継続して取り組む。
- ・生育障害や品質低下といった気候変動による影響に対応するため、技術対策を推進する。
- ・計画的に消費者ニーズに対応した品種へ改植する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域を基本の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
新規で施設を設置する場合及び施設を拡大する場合は、農地中間管理機構を活用して、農地の集積集約に努めるものとする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状、自己所有地で営農している耕作者が大半を占めており、農地中間管理事業の必要性が低い区域であるが、耕作が難しくなった地権者について、農地中間活用機構を活用し、新たな担い手等に農地を引き継げるように取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者等のニーズを踏まえ、ほ場整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内外から多様な経営体を確保するため、市、農業委員会、JA等の関係機関と連携し、取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

